

検 討 委 員 会 か ら の お 知 ら せ

- ・ S 培 (60 点、根貼時複数回算定可) は、感染根管処置後の根管貼薬期間中に算定するものです。
病名は「Per」、「Pu エソ」、「Pu エシ」となります。「Pul → Per」病名であっても、感染根管処置の算定がなければ S 培の算定は不可です。

- ・ 歯科訪問診療料を算定している患者や歯科診療特別対応加算を算定している患者で、やむを得ず歯周ポケット測定が困難な場合、歯周病検査の算定がなくてもスケーリングおよび再スケーリングの算定は可能です。
ただし SRP や P 重防に移行する場合は、歯周ポケット測定を含めた歯周組織の評価が必要となります。移行前に必ず歯周病検査の算定をお願いします。

- ・ 昨今、多くの場面で医科や関連機関との緊密な連携が求められています。
診療情報提供料Ⅰ、Ⅲ、診療情報連携共有料を是非積極的にご活用お願い致します。

	情Ⅰ (250 点)	情Ⅲ (150 点)	情共 (120 点)
概 要	他の保険医療機関への紹介 または 保健・福祉関係機関への 情報提供	医科の保険医療機関から紹介 された患者について、紹介元 への情報提供	医科の保険医療機関へ全身 管理が必要な患者について の文書による問い合わせ
算 定 限 度	同一機関に対して月 1 回限り	3 月に 1 回限り (産科・産婦人科における 妊婦は月 1 回限り)	3 月に 1 回限り
併 算 定		同一保険医療機関に対し 情Ⅰとの同月算定は不可	同一保険医療機関に対し 情Ⅰ算定月より 3 月以内の 算定は不可
要 件	以下の機関に対しても可 ・ 保険薬局 ・ 市町村 ・ 指定介護支援事業者等 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 小中学校等	歯科診療が初診日のみで 次回受診予定がない場合や 紹介元医療機関への次回 受診がないことが明らかな 場合は算定不可 (産科・産婦人科における 妊婦は除く)	
摘 要 欄	保険医療機関以外の場合は 情報提供先	妊婦の場合「妊婦」	連携先の保険医療機関名

(詳細は保険請求の手引 P42～47 参照)